

# 小規模事業者持続化補助金の公募案内

## (被災地域販路開拓支援事業)

「平成30年7月豪雨」被災者限定の小規模事業者持続化補助金の公募がはじまりました。平成30年6月28日以降に発生した経費が対象になります。

被災した店舗等の解体工事や土砂撤去作業、修理・修繕等の経費についても販路開拓とセットで申請可能です。

早期の事業再建に向けた経営計画に基づいて実施する地道な販路開拓等の取り組みに対し、費用の2/3の補助金が支払われます。

補助上限額は **100万円**

補助金を受け取るには経営計画書を提出して採択を受ける必要があります

※平成29年度補正事業に採択されている事業者であっても経費が異なれば申請可能です。

### 【補助金活用事例】

- ① 広告宣伝：チラシの作成・ポスティング・新聞折り込み、ホームページ制作・更新、インターネット広告、看板制作など
- ② 店舗改装：高齢者向けに座敷にテーブル席を設置。和式トイレを洋式に改装など
- ③ 商談会・展示会への出展：国内外の展示会に出展など
- ④ 新商品開発：商品のパッケージデザインの変更、試作品開発費用など
- ⑤ 設備導入：新規顧客開拓のための3Dプリンターの購入、製造設備の改造など
- ⑥ 災害復旧：被災した店舗等の解体工事、土砂撤去作業、機械装置等の修理・修繕など  
※詳細は「小規模事業者持続化補助金【公募要領】」をご確認ください。

相談窓口：各地域の最寄りの商工会

補助対象者：平成30年7月豪雨により、自社の事業用資産に損壊等の直接被害を受けた事業者

申込期限：平成30年9月7日(金)【締切日当日の消印有効】(1次受付)

平成30年10月5日(金)【締切日当日の消印有効】(2次受付)